

令和8年度
南城市の教育施策



令和8年4月
南城市教育委員会

目 次

南城市の教育目標	1
<総括目標> <総括目標達成に向けた4つの取組目標>	
令和8年度南城市教育施策体系	2
1 家庭・学校・地域が協働した教育機能の充実	3
2 子ども一人一人の資質・能力を伸ばす 「学び」の機会と質の保証	6
3 生涯にわたって学ぶ意欲を持ち豊かな人間性を育成	12
4 豊かなスポーツライフ等の創造・充実	15
5 郷土の自然、歴史、文化の継承と充実	17
6 教育施設の整備充実	21
7 教育行政の充実	23

令和8年度 南城市の教育施策

南城市の教育目標

南城市教育委員会は、生涯学習の理念のもとに、教育基本法の本質に則り、国や県の教育施策との整合性を図りながら、南城市総合計画を踏まえ教育目標を以下のように掲げる。

< 総括目標 >

人が育ち、人が生きる、心豊かな人材を育む教育・文化のまちづくり

< 総括目標の達成に向けた4つの取組目標 >

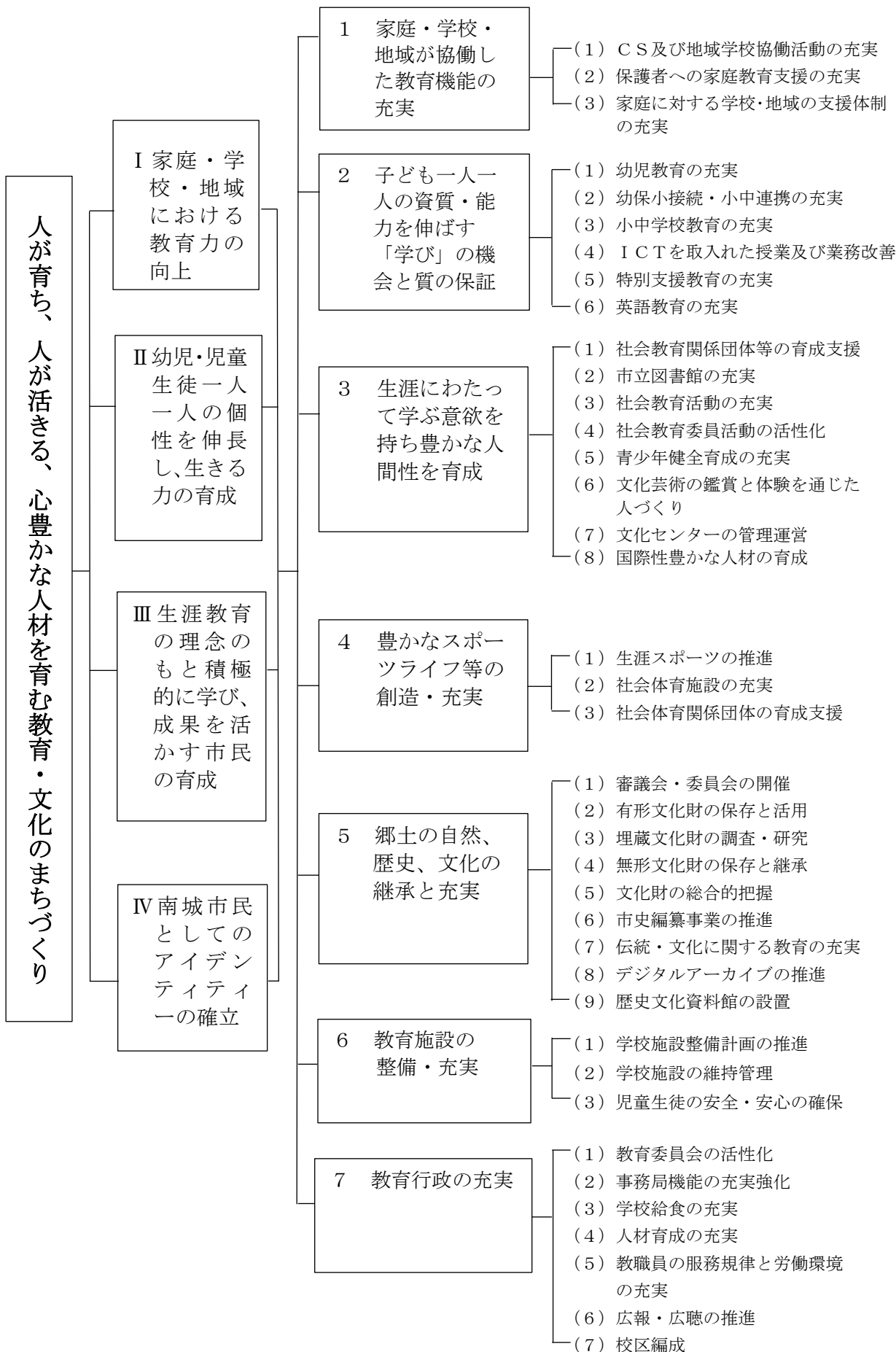
- I 家庭・学校・地域における教育力の向上
- II 幼児・児童生徒一人一人の個性を伸ばし、生きる力の育成
- III 生涯教育の理念のもと積極的に学び、成果を活かす市民の育成
- IV 南城市民としてのアイデンティティーの確立

令和8年度 南城市教育施策体系

〈教育目標〉

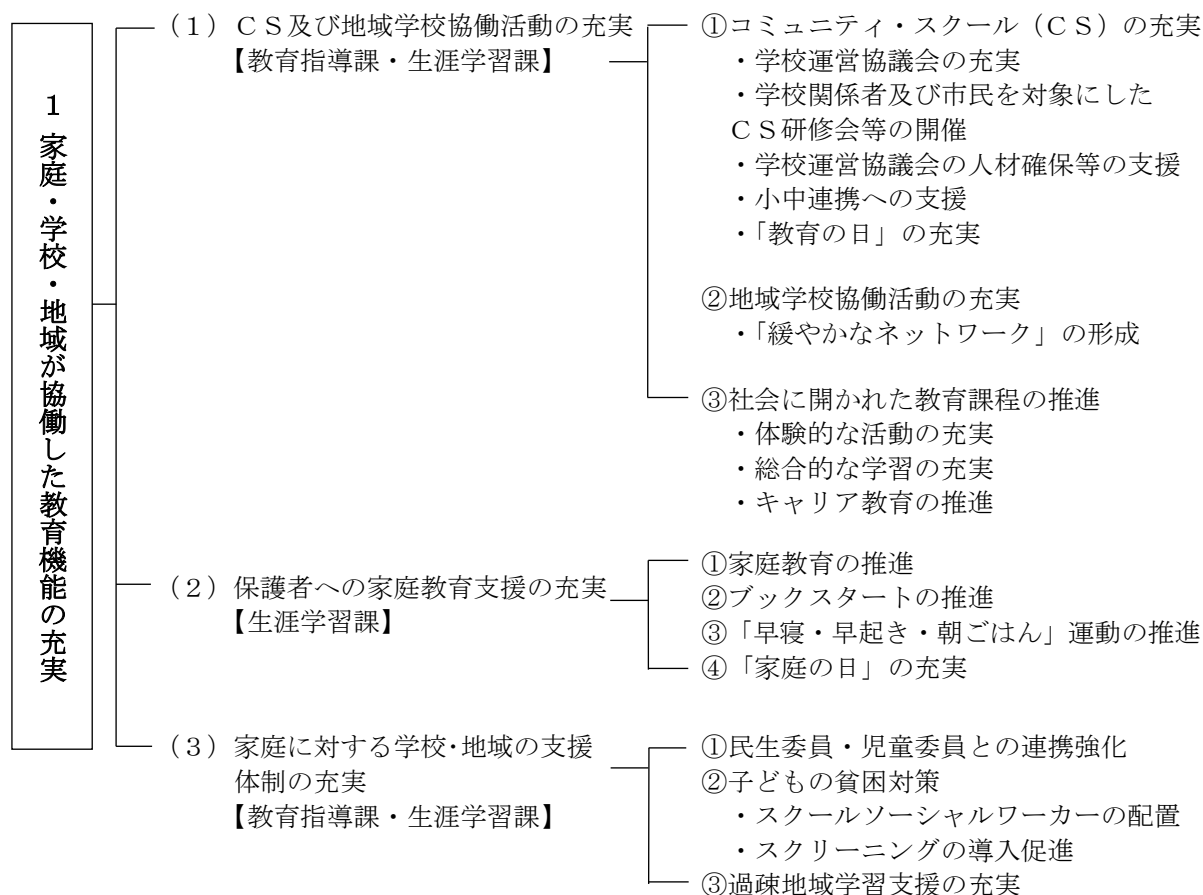
〈教育施策〉

〈施策項目〉



1 家庭・学校・地域が協働した教育機能の充実

学校・家庭・地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開し、子どもも大人も学び合い、育ち合う教育環境づくりを推進します。



(1) CS及び地域学校協働活動の充実【教育指導課・生涯学習課】

①コミュニティ・スクール（CS）の充実（教育指導課）

・学校運営協議会の充実

各小中学校における学校運営協議会での熟議をとおして、学校や地域の課題を共有し、共通の目標を持って取り組んでいけるよう、教育委員会として支援する。

・学校関係者及び市民を対象にしたCS研修会等の開催

CSアドバイザー等を招聘した研修会及び情報交換会等を開催し、学校関係者及び市民への理解促進を図る。

・学校運営協議会の人材確保等の支援

学校長が自身の経営方針を実現するために必要な人材をリサーチし、信頼関係に基づいた学校運営協議会の運営ができるよう教育委員会として人材確保等の支援を行う。

・小中連携への支援

目指すべき子供像や学校像等を学校と地域が共有しながら、総合的な学習の時間などを中心に、学びの系統性・連続性を踏まえた教育活動を実現するため、取り組みに積極的な学校への支援を行う。

・「教育の日」の充実

「南城市教育の日」に、各学校区において授業公開や行事等を開催する。

②地域学校協働活動の充実（生涯学習課）

・「緩やかなネットワーク」の形成

より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画する中で、目標を共有し、「緩やかなネットワーク」を形成する事により、子どもたちの育成と地域の活性化に向けた環境づくり（地域教育力の向上）を充実させる。

③社会に開かれた教育課程の推進

・体験的な活動の充実

地域教育資源や本物に触れる活動を通して学ぶ意義や働く意義を実感させる。

【関連した市教委事業】・稲作体験学習（教育指導課）

・総合的な学習の充実

児童生徒や学校、地域の実態等に応じて、児童生徒の興味・関心等に基づき地域資源を生かした特色ある教育活動の充実を図り、探究的な見方や考え方を働かせ、教科横断的・総合的な学習を行なうことを通して、よりよく課題解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目標に地域と連携した総合的な学習の時間を充実させるための支援を行う。

・キャリア教育の充実

よりよい社会の構築に向け、社会で必要な力の育成を図るため、地域連携型のキャリア教育を推進し、小中学校が連携し、探究型の学習活動を行うことにより、自己存在感を高め、児童生徒の一人一人のキャリア形成と自己実現につなげる。

(2)保護者への家庭教育支援の充実【生涯学習課】

①家庭教育の推進

全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう支援を行う。

②ブックスタートの推進

絵本を通して赤ちゃんの心と体が豊かに育ち、親も楽しく子育てができるブックスタート事業を4カ月健診時に行う。

③「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進

幼児期から小中学生までの子どもたちに生活リズムを身につけさせ、その維持を促しながら「早寝・早起き・朝ごはん」運動を幼児教育施設や小中学校と連携し推進する。さらに、家庭・地域全体で子どもたちが保護者とともに基本的な生活習慣を身に付けられるように普及啓発する。

④「家庭の日」の充実

毎月第3日曜日の「家庭の日」に家族で本に親しむ活動（ファミリー読書）を行うよう各学校、市立図書館等を通して周知、推進を図る。

(3) 家庭に対する学校・地域の支援体制の充実【教育指導課・生涯学習課】

①民生委員・児童委員との連携強化（教育指導課）

4中学校区ごとに生徒指導・教育相談担当連絡会を各学期1回程度実施し、児童生徒の健全育成に向けた支援のあり方について、こども相談課及び各地域の主任児童委員、保護司も参加し情報共有・実践を図る。

②子どもの貧困対策（教育指導課）

・スクールソーシャルワーカー配置

生活困窮世帯や将来生活が困窮する可能性のある家庭等へ必要な支援が届くよう、積極的な働きかけ（アウトリーチ支援）を行い、教育・福祉・保健等関係機関と協働して家庭の自立へ向けた支援を展開する。

・スクリーニングの導入促進

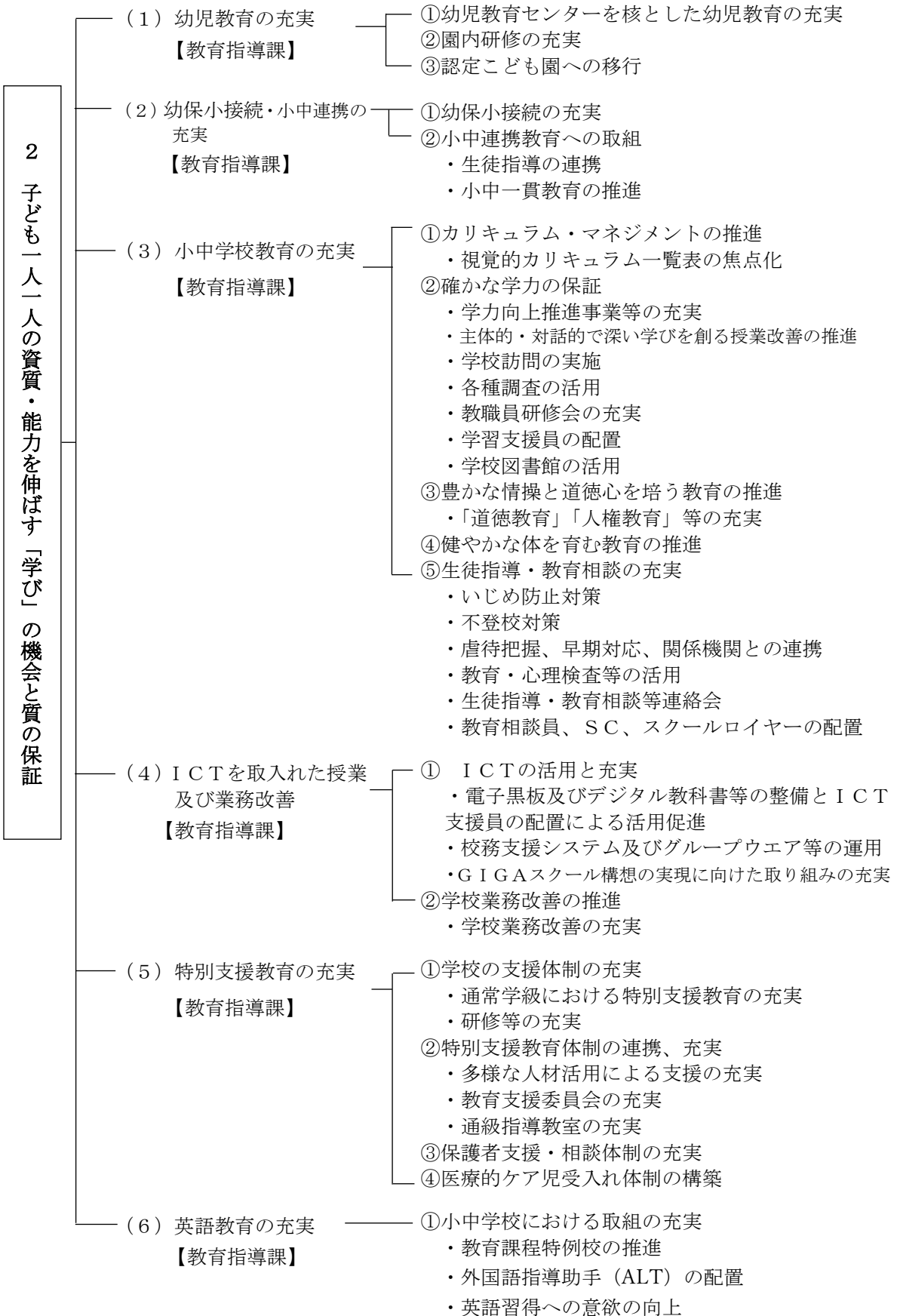
市内小中学校へスクリーニングの導入を促進するスクリーニングコーディネーターを配置し、校長のリーダーシップの下、専門スタッフを含めた学校におけるチーム力の向上を図り、児童生徒に対するきめ細やかな支援を行う。

③過疎地域学習支援の充実（生涯学習課）

南城市内において、唯一過疎地域に指定された知念地域には学習塾がほとんどなく、他の地域に比べ不便な学習環境であることから、公設民営塾を充実することで家庭学習を促進し知念地域の人材育成と子育て世代の移住定住につなげることを図る。

2 子ども一人一人の資質・能力を伸ばす「学び」の機会と質の保証

子どもたち一人一人が、直面する様々な変化を柔軟に受け止め、感性を豊かに働かせながらどのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかを考え、予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となっていける力を育成します。



(1) 幼児教育の充実

① 幼児教育センターを核とした幼児教育の充実

幼児教育センターを核として、こども保育課と連携しながら、幼児教育施設職員に向けた研修会の充実と幼児教育施設を支援訪問し、乳幼児期の教育・保育の更なる質の向上を図る。

② 園内研修の充実

公立認定こども園、公私連携型認定こども園、幼稚園の5園研修会を実施し、報告会を開催する。研修報告会は市内の保育施設に参加を呼びかけ、研修内容の共有と保育者の資質向上を図る。

③ 認定こども園への移行

久高島における幼児教育環境の向上を図ることを目的に、関係課と連携しながら引き続き検討を行う。

(2) 幼保小接続・小中連携の充実

① 幼保小接続の充実

幼児教育推進コーディネーターを市教育委員会内に配置し、公立認定こども園・幼稚園及び公私連携認定こども園を結節点として、玉城・知念・佐敷・大里校区内の私立保育園・認定こども園及び小学校の連携体制を構築する。また、成果と課題から得た改善策の更なる深化を図り、幼保小接続を充実させる。その一環として、架け橋期プログラム事業を推進していく。

② 小中連携教育への取組

小中の授業スタイルと生徒指導体制をつなぐ取組を通して、学習指導要領の趣旨に沿い、全児童生徒が生き生きと自己を発揮し、自己実現を図っていく教育活動を展開していくことができるようにする。

・ 生徒指導の連携と一貫した生徒指導の充実

生徒指導提要に基づき、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進める。

・ 小中一貫教育の推進

地域の実情や特色を生かした教育課程を実施し、地域一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」づくりを目指し、小中一貫教育導入に向けた取組を進める。その中で、知念校区をモデル校区として、知念地域における小中一貫教育を推進していく。

(3) 小中学校教育の充実

① カリキュラム・マネジメントの推進

市内小中学校において教科横断的な学習を充実させることや、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた方法として、「視覚的カリキュラム一覧表（焦点化）」の充実を図り、カリキュラム・マネジメントを推進していく。

・ 視覚的カリキュラム一覧表の焦点化

各小中学校で育みたい資質・能力を基に、全教科・領域を教科横断や関連を図り、単元等を焦点化し一覧表を作成する。めざす児童生徒像にせまっていくための教科のつながりを見える化し、教育効果を高めるための地域の人材や資源の活用を一覧表に反映させたりすることで、年間を通した学びの地図や学習の履歴として児童生徒と共有し、改善と更新を重ね教育活動の質の向上を図る。

②確かな学力の保証

・学力向上推進事業等の充実

自立・協働・創造を目標に南城市の現状と課題を踏まえ、「確かな学力」の向上を目指し事業を展開していく。今年度もCSと連動しながら地域と学校の更なる連携の強化を図っていく。

・主体的・対話的で深い学びを創る授業改善の推進

学習指導要領の確実な実施に向け、授業改善（主体的・対話的で深い学び）を中心とした学力向上の取組の実践研究を行う。

・学校訪問の実施

南城市内公立認定こども園・幼・小中学校を対象に訪問を行い、「学力向上推進計画」「生徒指導（いじめ対策等）」「施設設備」等の充実に向けて学校と教育委員会との連携体制の強化を図る。

・各種調査の活用

「標準学力調査」を4月、中3学力調査を10月に実施する。調査後の資料をもとに学推主任研修会等で分析し、授業改善に活かす。

・教職員研修会の充実

南城市内公立認定こども園・幼・小中学校の教職員が一堂に会し、本市の目指す教育の方向性の共有化及び当該年度の教育活動の更なる活性化を目的に、教育講演会を実施する。

・学習支援員の配置

学力調査を基に、算数・数学に教科を絞り、躓きのポイントとなる小学3年生と中学1年生・2年生（令和8年度より拡充）を対象として学習支援を行い、TTや個別学習等の学習形態「個に応じた学習」を実施することで、学習内容の定着を図るとともに学校全体の学力向上を図る。

・学校図書館の活用

「学校図書館ガイドライン」に基づき、学校の司書教諭と連携を図りながら利用計画の策定や図書資料の選書・提供を行い、整備充実を図ることで、児童生徒の充実した図書館利用及び学校教職員の業務改善サポートを行う。

③豊かな情操と道徳心を培う教育の推進

・「道徳教育」「人権教育」等の充実

全ての幼児、児童生徒を尊重し、認め、受け入れ、教師と幼児、児童生徒が共に成長していこうとする教育を推進する。

④健やかな体を育む教育の推進

市内小中学校において、「体育の学習」「保健指導」「食育」「安全教育及び防災教育」の推進を図る。

⑤生徒指導・教育相談の充実

・いじめ防止対策

南城市いじめ問題対策連絡協議会等と各学校の「いじめ防止基本方針」とを連動させ、いじめ未然防止、いじめの早期発見・早期対応・即日解決に向けた取組の充実を図る。

- ・ **不登校対策**

児童生徒の社会的自立を目指し、学校とICTツールを活用して連携強化を図りながら不登校・登校しぶりのある児童生徒等に対する指導を行う。登校しぶりのある児童生徒のための校内自立支援教室や、一人一人に寄り添った居場所を目指した教育支援センターの環境整備、不登校支援員の設置、学校と関係機関の連携を推進し、きめ細やかな支援を行えるよう支援体制の強化を行う。

- ・ **虐待把握、早期対応、関係機関との連携**

学校でのアンケートや児童の様子等を踏まえたスクリーニング会議を開催し、定期的に状況を確認できるよう努める。虐待の確証がなくても疑いのある時点でスクールソーシャルワーカーにより関係機関との連携を図り、学校だけではなく教育委員会及び子ども相談課を含めた組織的な対応を取る。また転出入等の場合は教育委員会、学校との情報交換を確実に行う。

- ・ **教育・心理検査等の活用**

学校生活における児童生徒の満足感や意欲、学級集団の状態等を測定するためにQUアンケート及びその他の心理検査等の活用を促進し、児童生徒や学級の状態を客観的・多面的に理解することにより、いじめや不登校、学級の荒れ等の未然防止を図る。

- ・ **生徒指導・教育相談等連絡会**

生徒指導主任及び教育相談担当等との連絡会を定期的に中学校区ごとに開催し、生徒指導及び教育相談の揃える実践による質の向上を図る。

生徒指導上の課題について、各学校と関係機関との連携を図り、課題への対策の充実を図る。

- ・ **教育相談員、SC、スクールロイヤーの配置**

- [教育相談員]**

不登校やいじめ等に対し、児童生徒や保護者、学校等からの相談を受け、積極的に働きかけ（アウトリーチ支援）を行うことで問題の早期発見を行い、未然防止できるよう学校や教育委員会と連携を図る。

- [SC]（スクールカウンセラー）**

臨床心理に関する高度な専門的知識及び経験を持つスクールカウンセラーを十分活用することにより児童生徒の心の不調や問題行動の解決を図る。

- [スクールロイヤー]**

法的側面からのいじめの予防教育や生徒指導に関する学校等からの法的相談等に対処するために、法律の専門家の活用を図る。

(4) ICTを取入れた授業及び業務改善

① ICTの活用と充実

- ・ **電子黒板及びデジタル教科書等の整備とICT支援員を配置による活用促進**

専門的な知識、技能、資格を有するICT支援員を学校現場に配置し電子黒板、タブレット端末、デジタル教科書等の活用促進やプログラミング教育の支援を図る。また、電子黒板の機能強化を進めタブレット端末やデジタル教科書と連携した協働的な学びの充実を実現する。

- ・ **校務支援システム及びグループウェア等の運用**

校務支援システム及びグループウェアの運用を通して、出席簿の管理及び成績処理や児童生徒の情報共有等に積極的な活用を推進し、校務の効率化を図る。

- ・ **G I G A**スクール構想の実現に向けた取り組みの充実

個別最適な学びと協働的な学びの実現に向け必要となる I C T機器の整備を進め、学習者用デジタル教科書及び文部科学省が推奨する C B Tシステムなどの効果的な活用を図る。

- ② **学校業務改善の推進**

- ・ **学校業務改善の充実**

「南城市学校業務改善推進計画」に基づき、各学校における業務改善の充実を図る。

(5) **特別支援教育の充実**

- ① **学校の支援体制の充実**

- ・ **通常学級における特別支援教育の充実**

ユニバーサルデザインの視点や構成的エンカウンター等を取り入れた授業改善、学級経営を実施することで、支援が必要な子供だけではなく、すべての幼児、児童生徒にとってわかる・できる授業を構築し、居場所のある学級経営の充実を図る。

- ・ **研修等の充実**

特別支援の視点で学校の支援体制の構築を推進するために、管理職対象の研修および職員研修等を実施する。

- ② **特別支援教育体制の連携、充実**

- ・ **多様な人材活用による支援の充実**

特別支援教育コーディネーター、心理士を配置し、組織的に特別支援教育の推進を図る。また学校においては特別支援教育支援員を配置することで日常生活上の補助等を行い支援体制の強化を図る。

- ・ **教育支援委員会の充実**

教育支援委員会においては、支援を要する幼児・児童・生徒の就学先の総合的判断について調査審議を行う。教育支援委員には、医師や専門家及び専門的知識を有する調査員を確保し、適正な審議を行う。

- ・ **通級指導教室の充実**

自校通級、巡回における通級の充実を図るため、通級指導教室連絡会を実施し、教職員の資質向上を図る。また、教材集を作成または活用して自立活動の充実を図る。

- ③ **保護者支援・相談体制の充実**

保護者が相談しやすい体制の構築及び学校との連携を図りながら、他課・他機関との組織的な支援体制の充実を図る。

- ④ **医療的ケア児受入れ体制の構築**

学校における医療的ケアの実施等に関して、市内幼児教育施設及び小中学校に在籍する医療的ケアを必要とする幼児や児童生徒が安全・安心して教育を受ける機会の確保及び充実のため、有識者等で構成する医療的ケア運営協議会からの助言を踏まえ、保護者や学校、教育委員会といった関係機関が連携した切れ目のない支援体制構築を行う。

(6) 英語教育の充実(教育指導課)

①小中学校における取組の充実

・教育課程特例校の推進

小学校1、2年生を対象に、文部科学大臣の教育課程特例校の指定を受け学習指導要領等の教育課程の基準によらない本市独自の外国語活動の教育課程を編成し実施する。

・外国語指導助手(ALT)の配置

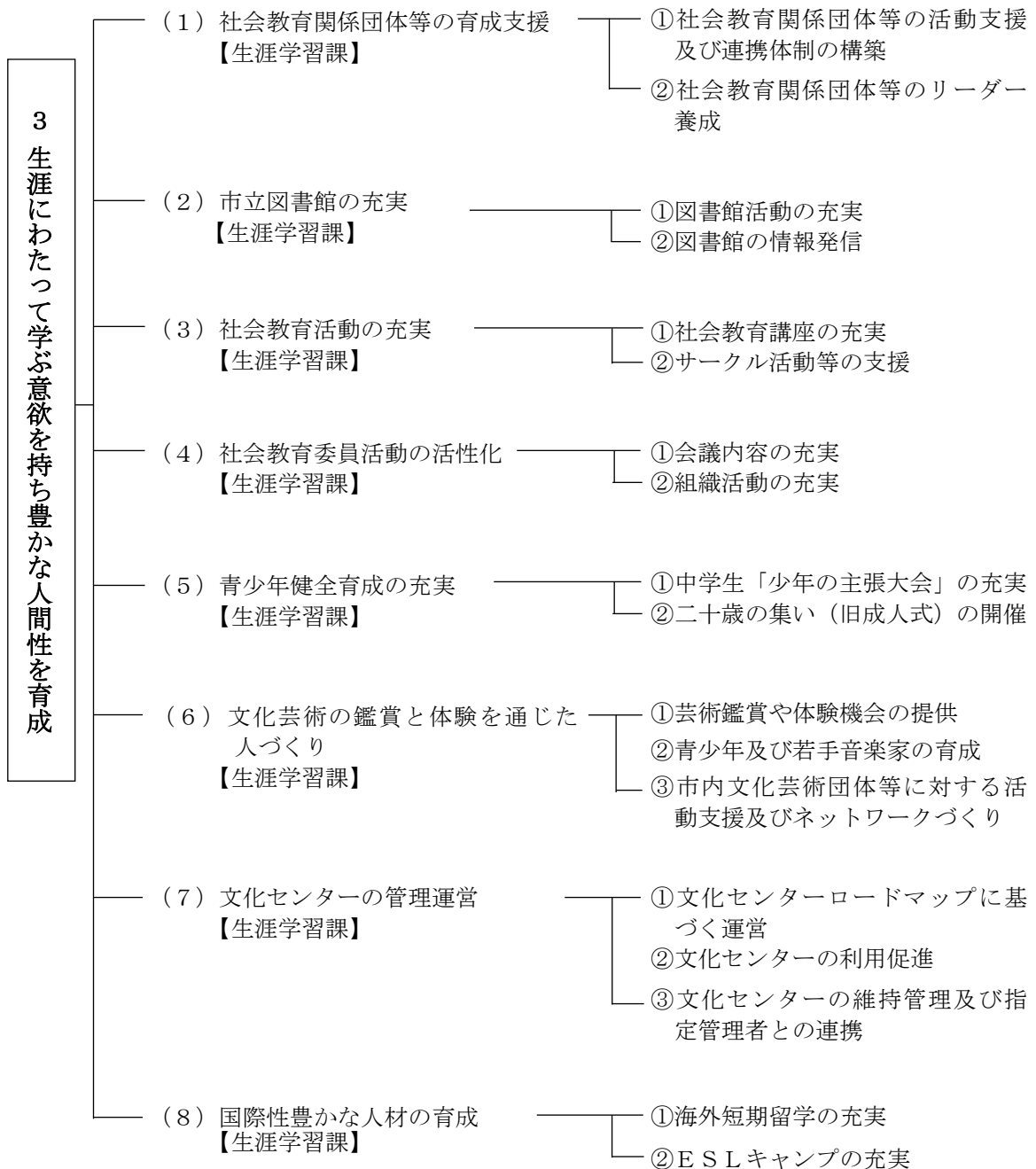
ALTを配置し、英語に関する興味・関心を高め、異文化理解教育と英語教育の充実を図る。英語教育の充実に向け、英語コーディネーターを配置し、ALT同士の連携強化を図る。

・英語習得への意欲の向上

英語教育の質を向上させるために、英検受験者への受験料補助を行い、英語教育の推進と取組みとを相乗的に関連させる。また、中学校では、オンライン英会話や英語スキットコンテストを実施し、日頃の学習成果を発揮できる機会を設け、英語習得への意欲向上を図る。

3 生涯にわたって学ぶ意欲を持ち豊かな人間性を育成

知識基盤社会を心豊かに生き抜くためには、学校教育を修了した後にも、すべてのライフステージで職業上の必要性や、日常生活の必要性・社会の変化への対応・生き方・在り方の追究・趣味や健康づくりなどのために様々な学習が要求される。教育委員会は、所管の事業のほかに、市長部局の事業、外部団体・外部教育機関・企業などが提供するあらゆる機会を通して市民の生涯学習を推進します。



(1) 社会教育関係団体等の育成支援

①社会教育関係団体等の活動支援及び連携体制の構築

南城市子ども会育成連絡協議会、南城市青年連合会、南城市女性会、南城市PTA連合会及び各幼小中学校PTAの活性化を図るため、組織の強化に対して活動支援及び連携体制の構築を図る。

②社会教育関係団体等のリーダー養成

社会教育関係団体等に対して、リーダーの養成を図るため研修等を行う。

(2) 市立図書館の充実

①図書館活動の充実

県立図書館と連携した相互貸借や読み聞かせなど図書館活動を充実させると共に図書資料等の充実により利用者サービスの向上を図る。

②図書館の情報発信

図書館における活動状況等を図書館HPやSNS等で市民へ広く周知することで、図書館利用の啓発を行う。

(3) 社会教育活動の充実

①社会教育講座の充実

「一般講座」、「子ども講座」、「かりゆし講座（60歳以上対象）」、「公開講座」の4分野に分かれての講座の充実を図る。

②サークル活動等の支援

登録サークルの活動場所や学習機会の提供等の支援及び活動の成果が適切に活かせる取り組みについて支援を行う。

(4) 社会教育委員活動の活性化

①会議内容の充実

社会教育に関する様々な課題に対して調査研究を行い、課題解決に向けた企画・立案ができるよう会議内容の充実を図る。

②組織活動の充実

社会教育施設や各種事業の視察等を行い、本市の社会教育の現状を把握するとともに関係機関等との連携を図ることで組織の活動の充実を図る。

(5) 青少年健全育成の充実

①中学生「少年の主張大会」の充実

次代を担う中学生が日常生活を通じて日頃考えていることを広く社会に訴えることにより社会の一員としての自覚を促すことを目的に市民会議とともに実施する。

②二十歳の集い（旧成人式）の開催

実行委員会の立ち上げに努め、対象者の意見を反映した式典を開催する。

(6) 文化芸術の鑑賞と体験を通じた人づくり【生涯学習課】

①芸術鑑賞や体験機会の提供

県内唯一の音楽専用ホールであるシュガーホール及び屋外ステージつきしろ広場の特性を活かし、様々なジャンルの公演を開催するほか、地域や市内学校等へのアーティストの派遣や芸術作品展等を開催し、幅広い世代が芸術に触れ、親しむ機会を提供する。

②青少年及び若手音楽家の育成

シュガーホールミュージックスクールでのジュニアコーラスの育成や、県内企業との連携による人材育成事業として「おきでんシュガーホール新人演奏会オーディション」を開催する。

③市内文化芸術団体等に対する活動支援及びネットワークづくり

文化協会の活動支援をはじめ、文化センターで活動する文化芸術団体等の活動を支援するほか、市内の各施設や各種団体同士のネットワークづくりを図る。

(7) 文化センターの管理運営【生涯学習課】

①文化センターロードマップに基づく運営

文化センターロードマップに基づき、文化センターの効率的かつ効果的な事業運営を図る。また、文化センター運営審議会を開催し、取組状況等について審議を行う。

②文化センターの利用促進

文化芸術の普及啓発や平日の稼働率向上を図るため、市内の学校及び団体等の利用を促進する。

③文化センターの維持管理及び指定管理者との連携

安全で快適な文化芸術活動の場を提供するため、文化センターの適切な維持管理に努め、指定管理者と連携し、民間のノウハウによる効率的かつ効果的な施設運営を図り、利用者へのサービス向上を目指す。

(8) 国際性豊かな人材の育成【生涯学習課】

①海外短期留学の充実

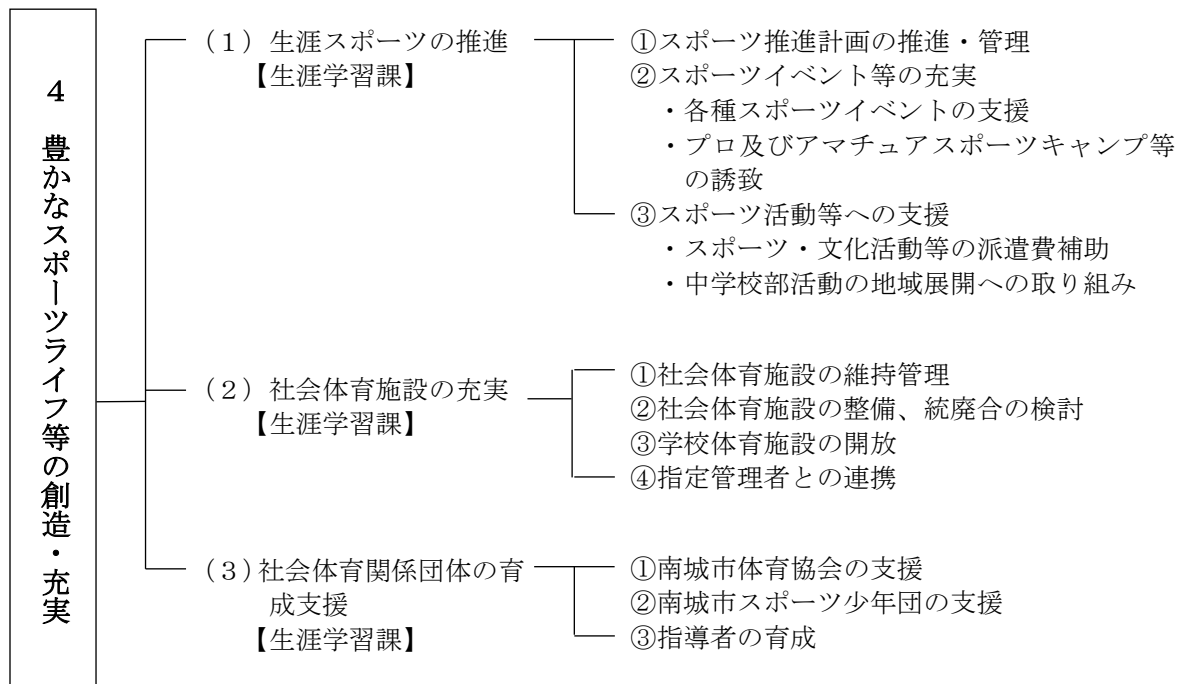
文化や習慣の異なる海外で学習する機会を与えることにより、心の豊かさや国際感覚を育み、国際性豊かな人材を育成することを目的として、市内在住の中学生、高校生を対象に、米国ワシントン州立大学に約3週間、海外短期留学生として派遣する。

②ESLキャンプの充実

英語学習の機会を与えることにより、自己表現力や国際感覚を育み、国際性豊かな人材を育成することを目的として、市内在住の小学生（5・6年生）、中学生を対象に、米国大学から招聘した講師による約1週間の宿泊型英語授業等を実施する。

4 豊かなスポーツライフ等の創造・充実

市民の心身の健康・体力の増進を図ると共に各種の競技力の向上を目指して、社会体育・生涯スポーツ・レクリエーションを普及推進します。



(1) 生涯スポーツの推進

①スポーツ推進計画の推進・管理

南城市スポーツ推進計画の推進及び進捗状況の管理を行う。また、スポーツ推進審議会を開催し、市のスポーツ振興に関する重要事項について審議する。

②スポーツイベント等の充実

・各種スポーツイベントの支援

体育協会等主催による各種競技大会やスポーツイベントの開催支援及びプロサッカーチームによる子どもサッカー教室の支援を行う。

・プロ及びアマチュアスポーツキャンプ等の誘致

市陸上競技場の芝生を適正に管理し、プロ等のサッカーキャンプ誘致を行なう。

③スポーツ活動等への支援

・スポーツ・文化活動等の派遣費補助

市内小中高校生へ県外大会等の派遣旅費の一部補助の支援を行う。

・中学校部活動の地域展開への取り組み

中学校部活動の地域展開に向けて、学校や関係団体との調整や支援を行う。

(2) 社会体育施設の充実

①社会体育施設の維持管理

社会体育施設の適正な維持管理を行うことにより、安全で快適なスポーツ活動の場を提供する。

②社会体育施設の整備、統廃合の検討

計画的な施設の更新や統廃合の検討を行う。

③学校体育施設の開放

学校教育に支障のない範囲で、市内小中学校の体育施設を市民のスポーツ活動に対し開放する。

④指定管理者との連携

多様化する施設利用者のニーズに対応するために、施設の指定管理者と連携し、効率的・効果的かつ適正な管理、サービスの向上及び市民の健康維持・増進を図る。

(3) 社会体育関係団体の育成支援

①南城市体育協会の支援

市体育協会へ財政的支援を行うことにより、スポーツの振興の推進や競技力の向上、市民の融和と親睦を図る。

②南城市スポーツ少年団の支援

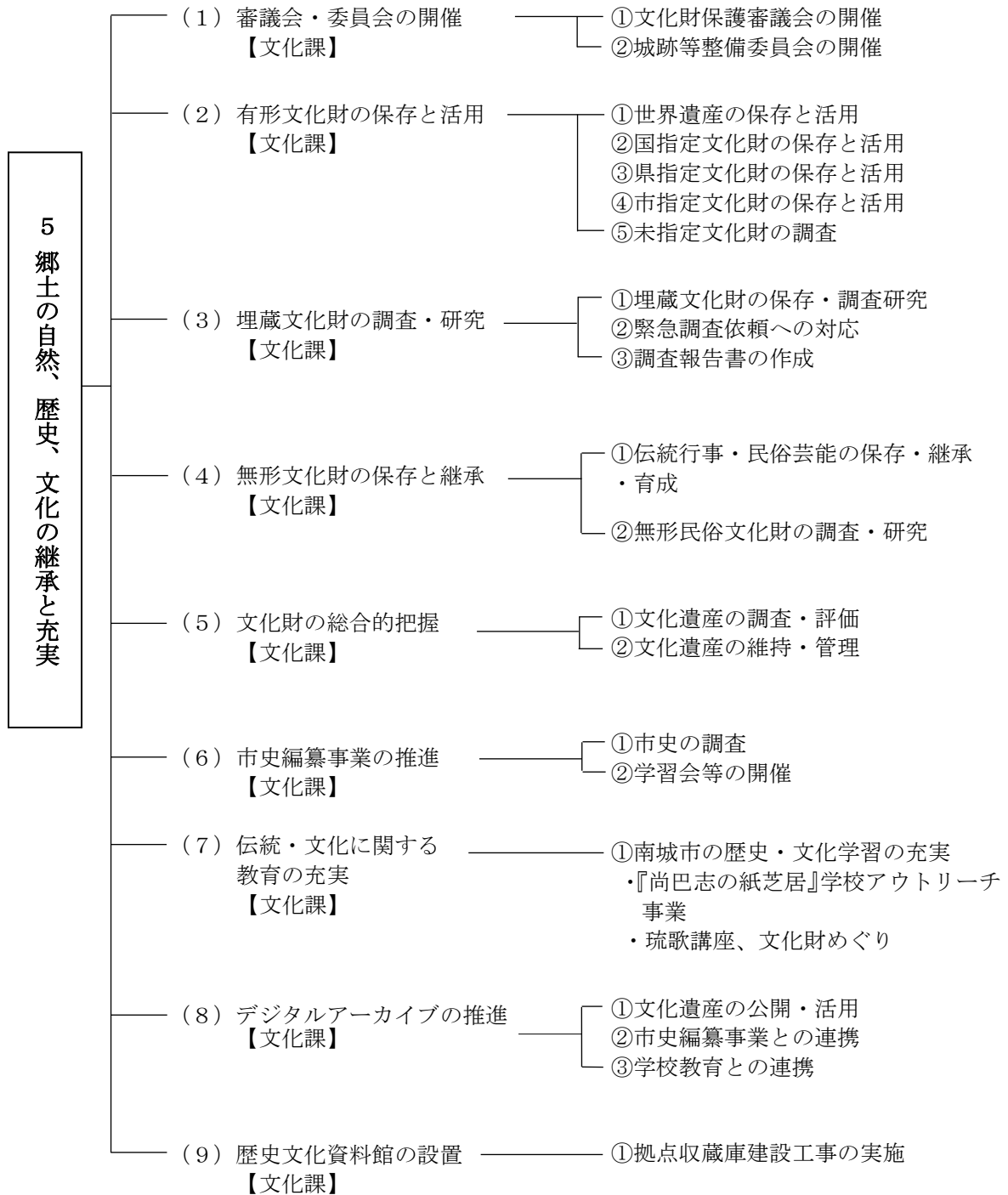
各種目の交流大会を競技ごとに自主開催するための支援を行う。

③指導者の育成

スポーツ少年団及び地域クラブの指導者を対象とした指導者講習会を実施する。

5 郷土の自然、歴史、文化の継承と充実

南城市内に数多く残された貴重な文化財の適切な保存・継承・活用を図ります。また、引き続き市史編纂を推進し、デジタルアーカイブと合わせて、学校教育・社会教育への活用を促進し、市民のアイデンティティーの確立に努めます。



(1) 審議会・委員会の開催

①文化財保護審議会の開催

教育委員会の諮問に応じ、市内に所在する文化財の指定・解除並びに、保存・整備・活用に関する事項について審議・調査することを目的に開催する。

②城跡等整備委員会の開催

知念城跡、糸数城跡等、個別の城跡の保存・調査・整備・活用の方法について、審議することを目的に開催する。

(2) 有形文化財の保存と活用

①世界遺産の保存と活用

斎場御嶽を適切に保存・整備し、活用するために策定した保存活用計画に基づき、世界遺産としての本質的な価値を損なうことのないよう保存と整備を行い、活用を図る。本年度は、昨年度に引き続き排水路整備工事を実施する。

②国指定文化財の保存と活用

糸数城跡、知念城跡の保存・修復整備を行い、活用するための保存修理事業を実施するとともに、島添大里城跡及び佐敷城跡の国指定地の公有化事業を推進する。

③県指定文化財の保存と活用

ミントングスク、垣花城跡、大城按司の墓の適切な保存と活用を図るため、所有者に対し補助金を交付する。

④市指定文化財の保存と活用

市指定文化財の適切な保存と活用を図るため、所有者・団体等に対し、補助金を交付する。

⑤未指定文化財の調査

市内に所在する文化財を後世に保存していくため、文化財指定にむけた調査を行う。

(3) 埋蔵文化財の調査・研究

①埋蔵文化財の保存・調査研究

市内に所在する埋蔵文化財を適切に保存するため、各種開発行為に伴う調整協議を行うほか、各種機関と連携し、調査・研究を進める。

②緊急調査依頼への対応

市内に所在する埋蔵文化財地での開発行為に対して、開発前に緊急の発掘調査を実施する。

③調査報告書の作成

糸数城跡・知念城跡の整備に伴う報告書刊行の図面や発掘調査出土遺物の整理を行うほか、緊急発掘調査における報告書の作成を進める。

(4) 無形文化財の保存と継承

①伝統行事・民俗芸能の保存・継承・育成

市内に所在する伝統行事・民俗芸能を後世に正しく保存・継承・育成していくため、市指定文化財の各保持団体・保持者に補助金を交付するとともに、未指定文化財についても調査研究を進めていく。

②無形民俗文化財の調査・研究

市内各地域に残る無形民俗文化財の調査・研究を進め保存・継承・活用に努める。

(5) 文化財の総合的把握

①文化遺産の調査・評価

市内に所在する有形・無形の文化遺産の調査研究を推進するとともに、これまでに行われてきた調査を精査し、その残存状況を確認していく。

②文化遺産の維持・管理

市内に所在する文化遺産の維持・管理の方法を検討する。

(6) 市史編纂事業の推進

①市史の調査

「南城市史編集基本計画」に基づき、「南城市の戦後史編 上巻」を専門委員会のもと調査を行う。

②学習会等の開催

これまでに発刊した刊行物やその調査成果に関する学習会等を開催する。

(7) 伝統・文化に関する教育の充実

①南城市の歴史・文化学習の充実

・『尚巴志の紙芝居』学校アウトリーチ事業

人材育成や観光振興につなげる『尚巴志活用マスタープラン』の一環として、尚巴志という人物像を児童に普及することを目的に市内全小学校4年生を対象に行う。

・琉歌講座、文化財めぐり

児童生徒や一般市民を対象に文化財めぐりを行うほか、市内全中学校2年生を対象に授業の一環として琉歌の講座を行う。

(8) デジタルアーカイブの推進

①文化遺産の公開・活用

市内に所在する有形・無形の文化遺産をデジタルアーカイブ化し、「なんじょうデジタルアーカイブ」のホームページにて公開・活用を図る。

また、地域をめぐりながら、その歴史・文化に触れる機会として、南城アーカイブツーリズムの活用に取り組む。

②市史編纂事業との連携

市史編纂事業において発刊した市史や年報、調査成果の資料等をデジタルアーカイブに取り組み、公開・活用を図る。

③学校教育との連携

市内に所在する多くの歴史・文化財・民俗芸能といった文化遺産の資料等を学校教育の教材として効果的に活用できるよう、各小中学校へ情報を提供し、文化課の事業とも連携しながら推進していく。今後は、デジタルアーカイブを活用した授業を推進し、地域の文化遺産を活かした教育活動の充実を図る。

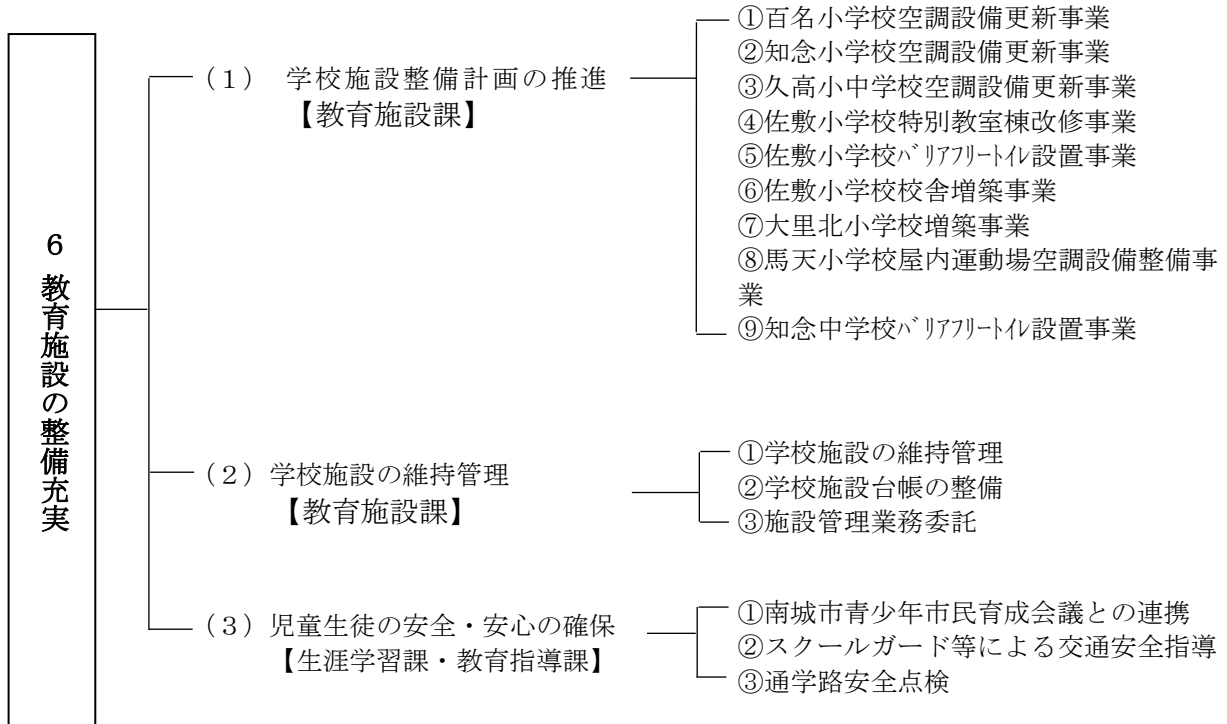
(9) 歴史文化資料館の設置

①拠点収蔵庫建設工事の実施

昨年度に引き続き、南城市歴史文化発信拠点収蔵庫の建設工事を実施する。

6 教育施設の整備充実

老朽化した教育施設の改築と長寿命化を進め、学校施設や社会教育施設等の計画的な施設の再整備・統廃合を推進します。また、施設・設備の適切な維持・管理等を充実させ、安全安心で快適な教育環境の確保に努めます。



(1) 学校施設整備計画の推進

①百名小学校空調設備更新事業

既設の空調設備は、耐用年数を超え頻繁に故障し、修繕期間が長期化することもあることから設備を更新し快適な学習環境を確保する。

②知念小学校空調設備更新事業

既設の空調設備は、耐用年数を超え頻繁に故障し、修繕期間が長期化することもあることから設備を更新し快適な学習環境を確保する。

③久高小中学校空調設備更新事業

既設の空調設備は、耐用年数を超え頻繁に故障し、修繕期間が長期化することもあることから設備を更新し快適な学習環境を確保する。

④佐敷小学校特別教室棟改修事業

特別教室棟は、築42年（竣工昭和58年）が経過し、設備類や建物の老朽化が進んでいる。健全な状態に保つための改修を適切な時期に実施し、致命的な損傷の発現を事前に防ぎ、施設の長寿命化を図るとともに安全・安心な学習環境を確保する。

⑤佐敷小学校バリアフリートイレ設置事業

障がいのある児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、また、災害時の避難所として地域住民が利用できるよう施設のバリアフリー化を図る。

⑥佐敷小学校校舎増築事業

校区内の児童数増加や特別支援教育の推進により、教室が不足していることから、増築し適切な設備や良好な学習環境を確保する。

⑦大里北小学校増築事業

校区内の児童数増加や特別支援教育の推進により、教室が不足していることから、増築し適切な設備や良好な学習環境を確保する。

⑧馬天小学校屋内運動場空調設備整備事業

大規模災害に対応する避難施設の機能強化として、また地球温暖化による熱中症対策として空調を整備し、耐災害性の向上を図る。

⑨知念中学校バリアフリートイレ設置事業

障がいのある児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、また、災害時の避難所として地域住民が利用できるよう施設のバリアフリー化を図る。

(2) 学校施設の維持管理

①学校施設の維持管理

市立小中学校において修繕等が必要になった場合、専門業者と連携し常に良好な学習環境の維持に努める。

②学校施設台帳の整備

公立学校施設の現状（児童生徒数、規模等）を把握するため、施設台帳を作成し、今後の公立学校施設整備の促進に資するものとする。

③施設管理業務委託

電気設備や消防設備などの保守点検は、業務委託を行い、年間を通して点検を実施し、安全安心で快適な学校施設の維持管理を行う。

(3) 児童生徒の安全・安心の確保【生涯学習課・教育指導課】

①南城市青少年市民育成会議との連携（生涯学習課）

南城市の青少年の健全育成を図ることを目的に、南城市青少年市民育成会議との連携を行う。

②スクールガード等による交通安全指導（教育指導課）

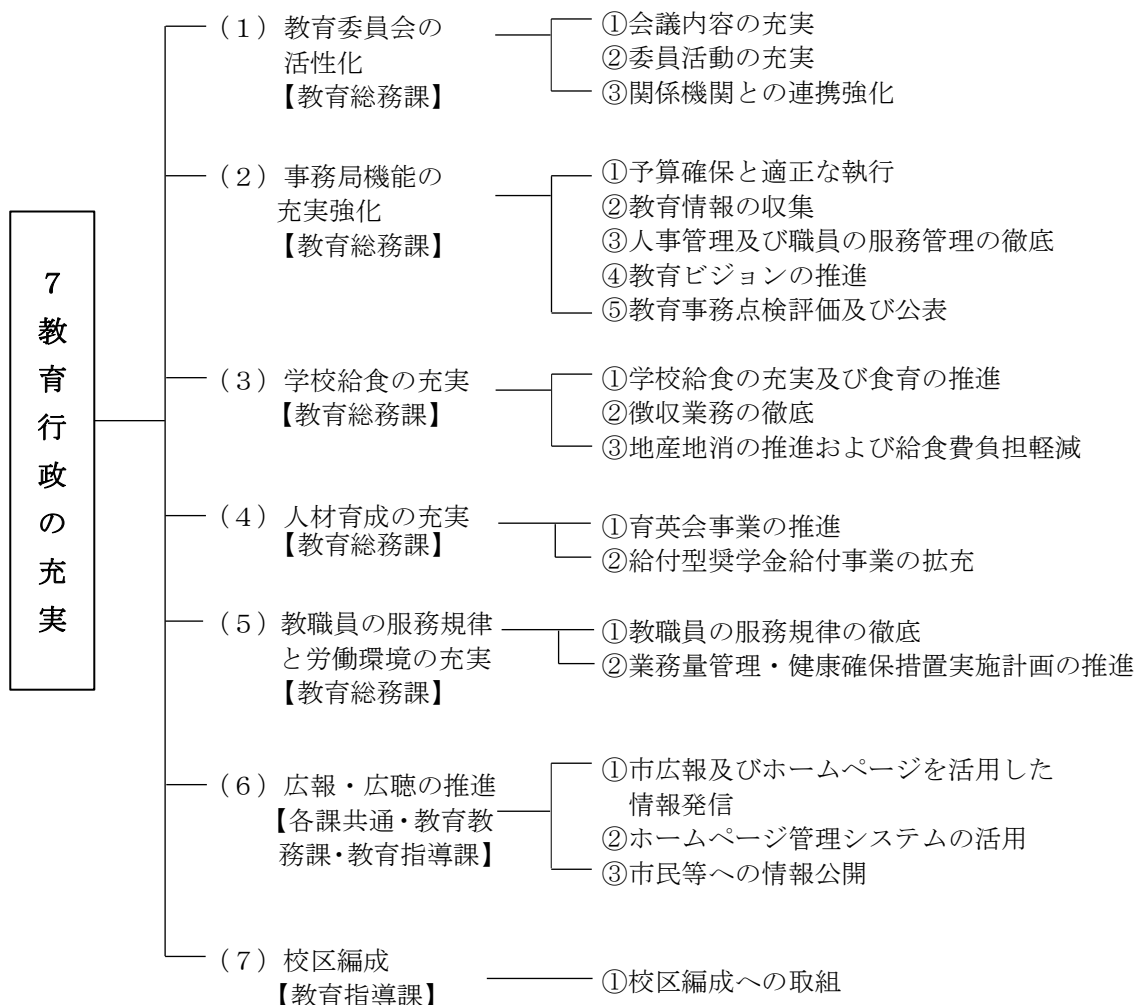
地域の方々へ、南城市教育委員会からスクールガードを委嘱し、児童生徒の登下校の交通安全指導や見守り等を行う。

③通学路安全点検（教育指導課）

南城市通学路安全プログラムの推進と関係機関の連携を図るとともに、通学路の危険箇所について具体的な対策を行い、市内児童生徒の通学路の安全確保の充実を図る。また、市内小中学校を2地区（①大里・佐敷②知念・玉城）に分け、それぞれ2年に1回、合同点検を実施する。

7 教育行政の充実

教育委員会の活動を活性化し、併せて教育委員会事務局機能の強化を図ります。
また広報誌やホームページ等を活用した積極的な情報発信を行い教育行政の充実に努めます。



(1) 教育委員会の活性化

①会議内容の充実

地域の様々な行政課題に迅速かつ的確に対応できるようにするため、事前の資料（議案及び資料）配布や事前勉強会を行い、会議の充実を図る。

②委員活動の充実

各種研修への参加や他自治体の教育委員との交流などを通じて、教育委員の知見を高め、教育施設等の現場調査を実施し、調査研究を行う体制を整える。

③関係機関との連携強化

「総合教育会議」にて意見交換を行い、市長部局と連携して効果的な教育行政を推進する。

(2) 事務局機能の充実強化

① 予算確保と適正な執行

充実した教育行政運営のための必要な予算の確保と計画的で適正な執行を行う。

② 教育情報の収集

国および県等の関係機関から情報収集を行い、充実した教育行政の運営に努める。

③ 人事管理及び職員のサービス管理の徹底

法令及びサービス管理規程等を遵守し、教育委員会事務局内の人事及びサービス管理を徹底する。

④ 教育ビジョンの推進

第2次南城市総合計画改訂版を踏まえて策定した南城市教育振興基本計画（教育ビジョン）改訂版に基づき、市教育振興の施策に関する基本的な計画を推進する。

⑤ 教育事務点検評価及び公表

教育委員会の事務の管理及び執行状況について、教育事務点検評価業務実施本部及び学識経験者等で構成する教育事務点検評価委員会にて事務点検評価を行い、その結果を議会へ提出するとともに市のホームページにて公表する。

(3) 学校給食の充実

① 学校給食の充実及び食育の推進

児童生徒の心身の健全な発達に資するため、衛生管理の徹底や栄養バランスの取れた学校給食を実施するとともに、学校での「弁当の日」に代わる食育の取り組みを推進していく。

② 徴収業務の徹底

安定した学校給食を提供するため、給食費の徴収業務を行い、財源確保に努める。また、滞納繰越分については、法的措置による徴収や不納欠損を検討し対応していく。

③ 地産地消の推進および給食費負担軽減

地元産食材を活用した地産地消を推進し、安心安全で充実した学校給食の提供および学校給食費については国や県の補助事業を活用し、保護者の経済的負担を軽減する。

(4) 人材育成の充実

① 育英会事業の推進

優秀な学生で経済的理由による就学困難な者等に基金を活用した学資を貸費する育英会事業の周知を行い、支援を行っていく。また、安定した事業運営ができるよう計画的な償還金徴収を行う。

②給付型奨学金給付事業の拡充

学業人物優秀である若者が経済的理由により高等教育機関への進学を断念することがないように給付型奨学金給付事業の周知を行い奨学金の給付を行う。また、充実した支援ができるよう状況を見ながら事業内容の検討を行っていく。

(5) 教職員の服務規律と労働環境の充実

① 教職員の服務規律の徹底

島尻教育事務所および学校と教育委員会が連携を密にし、服務規律の周知・指導を徹底する。また、学校においてはコンプライアンスリーダーを核に服務規律研修の年間指導計画のもと、研修の充実を図る。

②業務量管理・健康確保措置実施計画の推進

市内の学校と連携・協働し、「南城市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の推進を図り、教員の働き方改革に向けた取組を進める。また、沖縄県の働き方推進計画の見直しに合わせ、令和9年度から令和11年度の本計画の取組内容等を再検討していく。

(6) 広報・広聴の推進（各課共通・教育総務課・教育指導課）

①市広報及びホームページを活用した情報発信（各課共通）

市の広報誌及びホームページを積極的に活用し、情報発信を行う。

②ホームページ管理システムの活用（教育指導課）

教育委員会と小中学校ホームページの構築・運用を一元管理することで、更新業務の効率化を図り、情報発信をスムーズに行う。

② 市民等への情報公開（教育総務課）

開かれた教育行政を目指し、教育委員会議の市民による傍聴や教育施策の状況報告等、市民等への情報公開を積極的に行う。

(7) 校区編成（教育指導課）

①校区編成への取組

市全体の校区編成については、市内の人口動態を注視しつつ検討していく。